

お知らせ

記者発表資料

令和5年2月15日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、独占禁止法違反容疑で社員が東京地検特捜部に逮捕された下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社電通 東京都港区東新橋1丁目8番1号
株式会社セレスポ 東京都豊島区北大塚1丁目21番5号
株式会社フジクリエイティブコーポレーション 東京都江東区青海1丁目1番20号

2. 指名停止措置期間

令和5年2月15日 ～ 令和5年11月14日 (9ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

東京オリンピック・パラリンピックテスト大会の計画立案業務に係る入札における独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）違反容疑で上記3社の社員等が令和5年2月8日、東京地検特捜部に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」にて準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第15号>

| 措置要件 | 期間 |
|---|--------------------------|
| (不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内 |

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号) : 平日・昼間

082-511-6063 (直通) : 平日・昼間

総務部 契約課長 原田 明典 (内線2511)

◎総務部 専門調査官 長崎 直生 (内線2514)

港湾空港部 082-511-3900 (代表番号) : 平日・昼間

総務部 契約管理官 新林 健二 (内線130)

◎総務部 経理調達課 専門官 堀田 裕 (内線132)